

# エコアクション 21 環境活動レポート

(対象期間 2014年12月1日～2015年11月30日)



株式会社マコメ研究所

発行日 2016年4月12日

## 目次

1. 組織の概要 .....	- 2 -
1-1)事業所名 .....	- 2 -
1-2)所在地 .....	- 2 -
1-3)環境管理責任者 .....	- 2 -
1-4)事業活動 .....	- 2 -
1-5)事業規模 .....	- 2 -
2. 対象範囲、レポートの対象期間及び発行日 .....	- 3 -
3. 環境方針 .....	- 3 -
4. 環境目標 .....	- 3 -
5. 環境活動計画 .....	- 4 -
6. 環境目標の実績 .....	- 4 -
6-1)廃棄物の削減について .....	- 4 -
6-2)温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )の削減について .....	- 5 -
6-3)総排水量の削減について .....	- 6 -
7. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容 .....	- 7 -
7-1)廃棄物の削減について .....	- 7 -
7-2)温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )の削減について .....	- 7 -
7-3)総排水量の削減について .....	- 7 -
7-4)使用化学物質について .....	- 7 -
7-5)グリーン購入 .....	- 7 -
7-6)次年度の取組内容 .....	- 8 -
8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無 .....	- 8 -
9. 代表者による全体の評価と見直しの結果 .....	- 10 -

## 1. 組織の概要

株式会社マコメ研究所は、磁気センサー及び磁気応用製品の開発製造を目的として昭和 46 年 10 月に東京都大田区で創業致しました。

社名のマコメは、**Machine・Control・Measurement** の頭文字をとったもので、産業用機器に欠かせない高精度位置決めやサーボコントロール用センサーを世に送り出し、社会貢献を果たすという願いが込められています。量産体制はとらず、小さな仕事でもお客様の要望に出来る限り近づける顧客密着型企业として取り組んでいます。

当社製品には、独自の検出素子を採用しており、その構造と特性は半導体素子では真似する事が出来ない性能を有し、厳しい環境下でも安定した動作と高い精度を発揮します。

長年培った技術と信頼を今後も提供し続けるためには、性能に加え環境負荷の少ない製品づくりが必須であり社会的責務と捉えています。かけがいのない地球を後世に残すためにも、全社一丸となり環境保全活動に注力して参ります。

株式会社マコメ研究所  
代表取締役社長 沖村文彦

### 1-1)事業所名

株式会社 マコメ研究所  
事業所 工場 : 本社・伊那工場 南原工場  
営業所 東京支社、名古屋営業所、大阪営業所、広島営業所、九州出張所、東北出張所

### 1-2)所在地

本社・伊那工場 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10800-11  
南原工場 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 14017-26  
東京支社 東京都大田区西蒲田 7-32-6 川野ビル  
名古屋営業所 愛知県岩倉市栄町 2-77 ロータリーヒーロー 3FB  
大阪営業所 大阪府大阪市淀川区西中島 7-7-3 エフベース ミュゼオ 203  
広島営業所 広島市東区光町 2-12-10 日宝光町ビル 204  
九州出張所 福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸 1-76 コーポミニユンボ 304  
東北出張所 福島県福島市笹谷字南田 1-1 ビル A 202

### 1-3)環境管理責任者

技術部 課長 北原敏文  
連絡先 住所 : 〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10800-11  
TEL : 0265-79-8154 FAX : 0265-79-8519

### 1-4)事業活動

磁気センサー、磁気スケール、磁気近接スイッチ等、磁気応用機器の開発、製造、販売

### 1-5)事業規模

売上高

968 百万円 (2015 年度実績)

従業員数 (総員 88 名) 2016 年 2 月 10 日現在

工場 : 本社・伊那工場	55 名	南原工場	9 名
営業所 : 東京支社	12 名	名古屋営業所	4 名
大阪営業所	4 名	広島営業所	2 名
九州出張所	1 名	東北出張所	1 名

事業所の延べ床面積

工場 : 本社・伊那工場	2393 m <sup>2</sup>	南原工場	622 m <sup>2</sup>
営業所 : 東京支社	237.36 m <sup>2</sup>	名古屋営業所	63.183 m <sup>2</sup>
大阪営業所	50 m <sup>2</sup>	広島営業所	34 m <sup>2</sup>
九州出張所	22 m <sup>2</sup>	東北出張所	20 m <sup>2</sup>

## 2. 対象範囲、レポートの対象期間及び発行日

- ・対象事業所： 本社・伊那工場、南原工場、東京支社、名古屋営業所、大阪営業所、  
広島営業所、九州出張所、東北出張所
- ・対象期間： 2014年12月1日～2015年11月30日
- ・発行日： 2016年2月10日

## 3. 環境方針

### 環境理念

マコメ研究所は、環境保全の重要性を深く認識し、製品開発～製造販売の全ての活動において、個々ができる最大限の環境保全活動に取り組みます。

### 環境方針

1. 環境目標を定め、温室効果ガス・廃棄物・総排水量を定期的に測定・評価し、継続的改善に努めます。
2. 環境関連法規制及び顧客要求事項を遵守します。
3. グリーン調達の実施により環境に配慮した製品作りを行います。
4. 社内勉強会を通じ、環境活動の成果を確認するとともに、改善点を共通認識し意識向上を図ります。
5. この方針を社内に掲示し、当社で働く全従業員に周知するとともに、社外にも公開し理解と協力を得ます。

2015年11月30日  
株式会社マコメ研究所  
代表取締役社長 沖村 文彦

## 4. 環境目標

2012年の年間の実績を基準として毎年1%の削減を行い2016年11月30日までに5%削減。

- ・本社・伊那、南原工場

	単位	2012年	2014年目標	2015年目標	2016年目標
目標値			3%削減	4%削減	5%削減
売上高	百万円	653	827	968	
従業員	人	65	64	64	
廃棄物	t/億円	1.095	1.062	1.051	1.040
排水量	t/人	9.385	9.103	9.009	8.916
温室効果ガス	t/億円	24.13	23.41	23.16	22.92

- ・東京支社、名古屋営業所、大阪営業所、広島営業所、九州出張所、東北出張所

	単位	2012年	2014年目標	2015年目標	2016年目標
目標値			3%削減	4%削減	5%削減
売上高	百万円	653	827	968	
従業員	人	23	25	24	
廃棄物	t/億円	0.133	0.129	0.127	0.126
温室効果ガス	t/億円	9.403	9.120	9.026	8.932

- ・支社、営業所、出張所の総排水量について計測できない為、設定しておりません。

## 5. 環境活動計画

エコアクション21のガイドライン2009年度版に規定された内容に基づいて、環境目標を策定し、全社規模で環境活動に取り組んでいきます。

2005年に遡る環境活動ですが、エコアクション21 2009年度版適用年に当たる**2012年度**の実績を基準とし、**毎期1%削減**と定め、2015年までの「期削減目標」を掲げ活動に取り組みます。また、使用化学物質量の把握及びグリーン購入を積極的に行い、環境に配慮した製品・サービスの提供を推進して行きます。

項目4の環境目標に加え、以下の活動を推進します。

- 化学物質使用量について

PRTR制度に基づき対象物質のリスト作成し、SDSデータシートにより適切な使用を行います。

- グリーン購入

環境負荷の小さい製品・サービス等を購入します。

蛍光X線計測装置により、調達品の環境保全が満たされているか、環境管理物質の確認を行います。

- 3S活動の推進

3Sを推進し、現場作業・間接部門ともに作業効率向上に努めます。

- 内部監査

監査人は、内部監査セミナーを受講し終了した内部監査委員により実施します。

監査用チェックリストを作成し評価内容により改善します。

- 勉強会

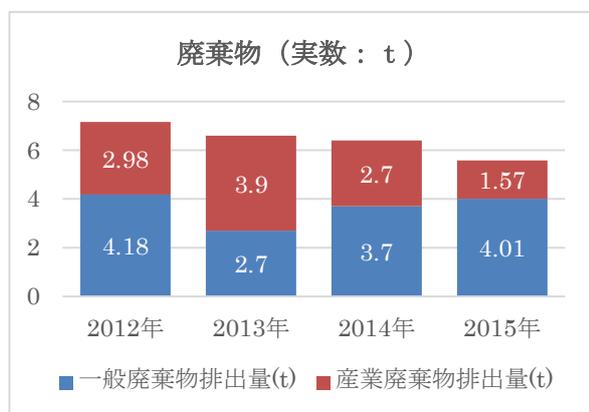
エコアクション21推進委員により、テーマを決定し一般用勉強会と管理者用勉強会を実施します。

## 6. 環境目標の実績

### 6-1) 廃棄物の削減について

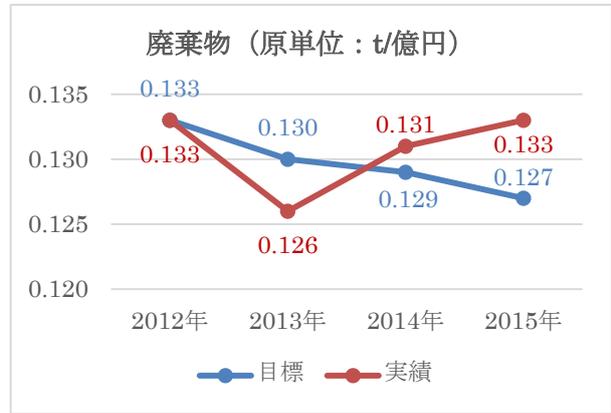
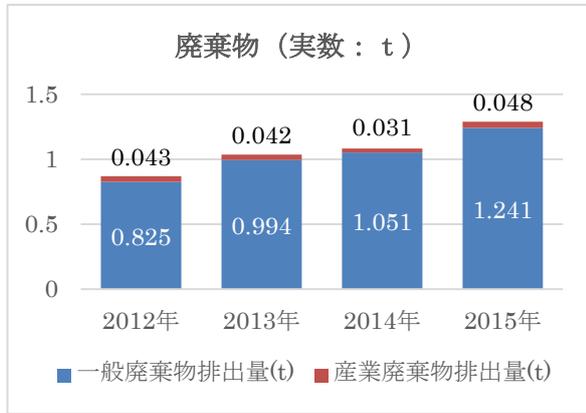
#### 6-1-1) 本社・伊那工場、南原工場

	2012年度 (基準年)	2015年度		基準年対比	目標対比
		目標	実績		
一般廃棄物排出量(t)	4.18	4.01	4.01	-4%	0%
産業廃棄物排出量(t)	2.98	2.86	1.57	-47%	-45%
総廃棄物原単位当たり (t/億円)	1.096	1.051	0.576	-47%	-45%



6-1-2)東京支社、名古屋営業所、大阪営業所、広島営業所、九州出張所、東北出張所

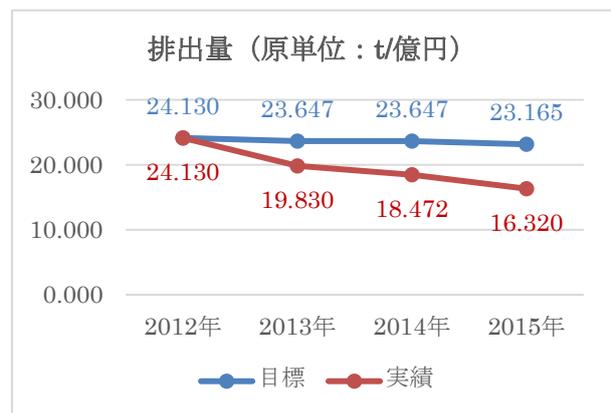
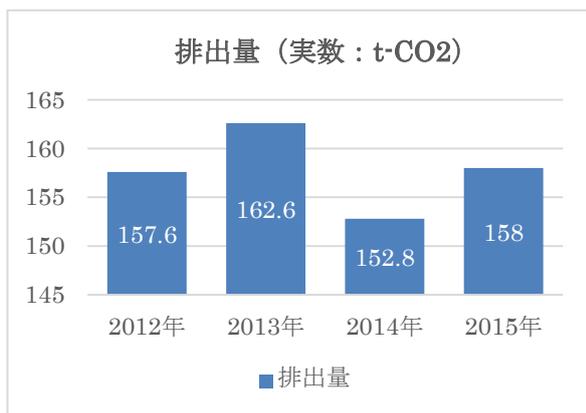
	2012年度 (基準年)	2015年度		基準年対比	目標対比
		目標	実績		
一般廃棄物排出量(t)	0.825	0.792	1.241	+50%	+57%
産業廃棄物排出量(t)	0.043	0.041	0.048	+12%	+17%
総廃棄物原単位当たり (t/億円)	0.133	0.127	0.133	±0%	+5%



6-2)温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の削減について

6-2-1)本社・伊那工場、南原工場

	2012年度 (基準年)	2015年度		基準年対比	目標対比
		目標	実績		
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	157.568	151.265	157.978	±0%	+4%
温室効果ガス 原単位当たり (t/億円)	24.130	23.165	16.32	-32%	-30%

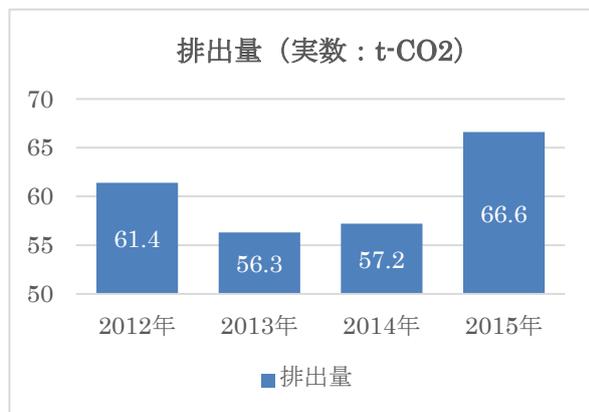


注) 購入電力の排出係数は、中部電力の実排出係数を用いて算出しています。

6-2-2) 東京支社、名古屋営業所、大阪営業所、広島営業所、九州出張所、東北出張所

	2012年度 (基準年)	2015年度		基準年対比	目標対比
		目標	実績		
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	61.402	58,946	66,585	+8%	+13%
温室効果ガス 原単位当たり (t/億円)	9.403	9.027	6.879	-27%	-24%

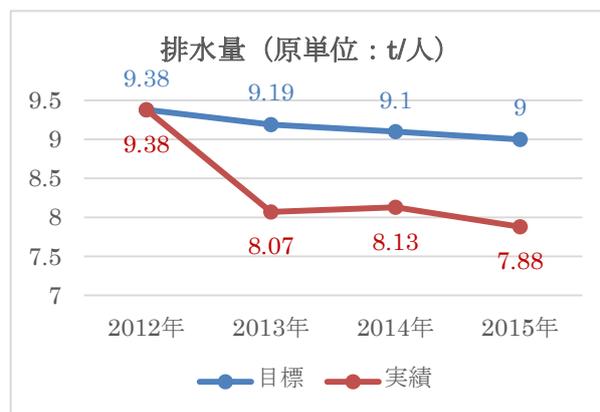
注) 購入電力の排出係数は、各営業所管轄の実排出係数を用いて算出しています。



6-3) 総排水量の削減について

本社・伊那工場、南原工場

	2012年度 (基準年)	2015年度		基準年対比	目標対比
		目標	実績		
排出量(t)	610	586	504	-17%	-14%
総排水原単位当たり (t/人)	9.38	9.00	7.88	-16%	-12%



## 7. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

### 7-1)廃棄物の削減について

#### 7-1-1) 本社・伊那工場、南原工場

2015年度は、全体として目標をクリアできました。

#### 7-1-2) 東京支社、名古屋営業所、大阪営業所、広島営業所、九州出張所、東北出張所

大阪営業所の移転等により一般廃棄物が増加し、目標未達成となりました。以前より検討されていた新聞の電子化を2016年度より始めました。

### 7-2)温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の削減について

#### 7-2-1) 本社・伊那工場、南原工場

工場の温室効果ガス排出量について、実際の量は増えましたが原単位当たりで目標を達成する事ができました。

#### 7-2-2) 東京支社、名古屋営業所、大阪営業所、広島営業所、九州出張所、東北出張所

全営業所の温室効果ガス排出量について、実際の量は増えましたが原単位当たりで目標を達成する事ができました。

### 7-3)総排水量の削減について

#### 本社・伊那工場、南原工場

工場の総排水量は目標を達成する事ができました。

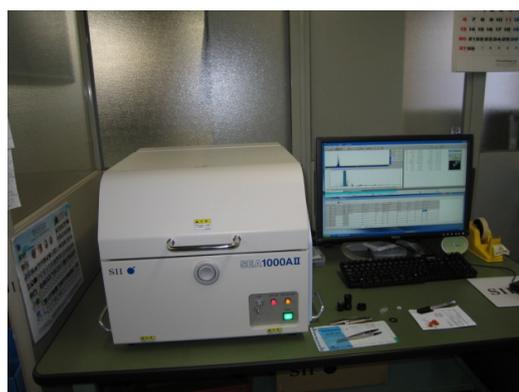
### 7-4)使用化学物質について

ガイドライン改定により化学物質使用量の把握が必須になりました。そのため、PRTR制度に基づき対象物質の把握を行っています。ただし、当社は指定量以上の取扱または、特別要件施設に該当しないため、届出の必要な対象事業者ではありません。

### 7-5)グリーン購入

グリーン調達基準書に基づき活動を推進するため、購入先の環境保全活動と購入品の環境保全の両面が満たされていることを確認しています。また、蛍光X線計測装置により調達品の環境保全が満たされているか、社内にてPb、Cd、Cr等、環境管理物質の確認を行っています。さらに、2015年6月に公布されましたRoHS2に対応するべく調査を開始しました。

グリーン購入の集計結果については、本社工場における適合品の比率が約44%となり、昨年の約46%より2%下回ってしまいました。



## 7-6)次年度の取組内容

- ・ 廃棄物の削減  
新聞の電子化を始めます。
- ・ 温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の削減  
社内の照明を LED にするか検討します。
- ・ 総排水量の削減  
目標は達成できましたが、引き続き節水など啓発を推進します。
  
- ・ 使用化学物質  
今後も適正な管理を継続します。また年 2 回の有機溶剤濃度測定を実施します。  
フロン排出抑制法によるエアコン等の定期点検を開始しました。
  
- ・ グリーン購入  
蛍光 X 線計測装置により調達品の環境保全の確認を継続します。  
RoHS2 に対応するために調査します。  
事務用品のグリーン購入を推進します。

## 8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規への遵守状況は、下記の通りです。

○：適合 ×：不適合 ー：対象外となっています。

当社に適用される環境関連法規のチェックは定期的エコアクション 2.1 推進責任者が中心に確認を行っています。

分類	名称	項目・条文	内容	確認結果
廃棄物	廃棄物処理法	第 12 条 2 項 産業廃棄物の保管(環境規制の手引き1)	◆廃棄物(特管)置場の保管基準の遵守  60cm×60cm 以上表示  飛散・浸透防止  衛生管理	○
		第 12 条 2 項 産業廃棄物の保管(環境規制の手引き1)	◆産業廃棄物の委託契約の締結  委託基準・産廃収集運搬・処理業者の許可の確認、契約	○
		第 12 条の 3 産業廃棄物管理票	◆産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付  交付したマニフェストの保管期間(5 年間)  D票 90 日、E票が 180 日以内に送付されない場合は  30 日以内に知事へ報告	○
			◆産業廃棄物管理票交付等状況報告書を知事に提出(6 月 30 日までに提出)	○
		第 12 条の 2 8 項 規則 8 条の 17 (特管産廃責任者)	◆特別管理産業廃棄物の責任者選任	○
		第 12 条の 2 2 項 規則 8 条の 13 (特管産廃保管基準)	◆他の廃棄物が混入しないような措置 60cm×60cm の表示、保管場所の明示、種類、管理者氏名、連絡先	○
リサイクル	自動車リサイクル法	第 4 章第 73 条 再資源化預託金等	◆再資源化預託金等とは、いわゆるリサイクル料金の中で、再資源化や情報管理、資金管理に使われます。このリサイクル料金は、自動車の所有者が購入時や車検時に支払うもので、これは資金管理人である財団法人自動車リサイクル促進センター	○

			が管理します。	
	特定家庭用機器 再商品化法	第6条 事業者及び消費者の責務	◆事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、 <b>特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制</b> するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。	○
化学物質	労働安全衛生法 (有機溶剤中毒 予防規則)平成 24年4月2日一 部改正	第24条 (掲示)	◆事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に <b>掲示</b> しなければならない。 一 有機溶剤の人体に及ぼす作用 二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項 三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置	○
		第19条 (有機溶剤作業主任者の選任)	◆有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、 <b>有機溶剤作業主任者を選任</b> しなければならない。	○
		第19条の2 (有機溶剤作業主任者の職務)	◆事業者は、有機溶剤作業主任者に次の事項を行わせなければならない。 一 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、 <b>労働者を指揮</b> すること。 二 局所排気装置を一月を超えない期間ごとに <b>点検</b> すること。 三 保護具の使用状況を <b>監視</b> すること。	○
		第29条の2 (健康診断)	事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への <b>配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回</b> 、定期に、次の項目について医師による <b>健康診断</b> を行わなければならない。	○
		第28条の2 (測定)	事業者は、前項の業務を行う屋内作業場について、 <b>六月以内ごとに一回</b> 、定期に、 <b>当該有機溶剤の濃度を測定</b> しなければならない。	○
	化管法(PRTR 法)	第5条 (排出量等の把握及び届出)	◆指定化学物質の排出量等の把握	○
	消防法	第9条の4の2 (指定数量未満の危険物指定可燃物)	◆少量危険物の取り扱い(貯蔵取扱届出書の提出)	○
フロン類	フロン排出抑制法	第16条(第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項)	◆主務大臣は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第一種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品の使用等に際して取り組むべき措置に関して第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。	○
水質	浄化槽法	第10条 (浄化槽管理者の義務)	◆浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、 <b>毎年一回</b> (環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める回数)、浄化槽の <b>保守点検</b> 及び浄化槽の <b>清掃</b> をしなければならない。	○
		第11条 (定期検査)	◆浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、 <b>毎年一回</b> (環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う <b>水質に関する検査</b> を受けなければならない。	
	下水道法	第12条の2 (排除基準の遵守)	◆箕輪町排水基準に遵守	○
	水質汚濁防止法	第14条の4 (事業者の責務)	◆公共用水域への流入又は地下への浸透防止処置	○

## 9. 代表者による全体の評価と見直しの結果

2015年度の環境目標は、2012年度実績比4%削減と定め各項目の数値設定を行いました。

廃棄物、温室効果ガス（原単価当たり）、排水量の3項目について、ほぼ目標を達成する事が出来ましたが、一営業所の事務所移転に伴う老朽機器や書類等の廃棄物が多く発生したため、営業所における廃棄物の削減目標が未達成となりました。

また、温室効果ガスの実質排出量は目標未達成となっていますが、業績向上に伴う生産の増加や特殊案件の対応などが要因と考えています。生産の増加に伴う環境目標の未達は、ある程度容認せざるを得ないと捉えています。ただ上記二点の要因を除けば、目標達成出来ており総じて環境活動が全社に渡り浸透してきた表れと思います。

目標設定については妥当と思いますが、年を追う毎に達成難度が増す傾向にあります。2016年度目標を一つの区切りとし、新たな設定方法を見直す必要があります。

社員対象の勉強会や非常時訓練、削減3項目の実数値揭示による「見える化」の実施など、環境活動も定着したと評価出来ますが、これらの活動が恒常化しないよう工夫が必要と感じています。

本年の成果は、社員ひとり一人の環境に対する意識の高まりに加え、エコアクション21推進委員会の地道な努力と種々の活動の賜物と考えています。

2016年度も引き続き目標達成を目指し取り組んで参ります。

2016年4月12日

株式会社 マコメ研究所 代表取締役社長  
沖村 文彦